

の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には、本規定の内容を変更することができるものとします。本規定を変更する場合には、当行はあらかじめ変更の効力発生日・変更内容等を、当行のホームページへの掲示その他当行所定の方法により会員に周知し、変更の効力発生日以後は変更後の内容により取り扱うものとします。なお、変更の効力発生日以後、会員がカードを使用した場合、変更内容が承認されたものとします。

ICカード特約（イオンデビットカード）

第1条（適用）

本特約はカードがICチップを搭載したカード（以下「ICカード」といいます。）である場合に、イオンデビットカード規定とともに適用される特約に加え、ICカードの貸与を受けた会員に適用されます。各規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第2条（カードショッピングの利用の特例）

会員は、イオンデビットカード規定第6条(1)の規定にかかわらず、当行が適当と認めた店舗においては、伝票等への署名の代わりに、イオンデビットカード規定第4条(1)の暗証番号を所定の端末機等に入力する方法により商品購入またはサービスの提供などを受けることができるものとします。なお、端末機等の故障の場合は、当行が別途適当と認める方法でICカードを利用していただくことを、あらかじめ承諾いただきます。

第3条（暗証番号）

①会員は当行が適当と認めた場合、当行所定の方法により暗証番号の変更登録を申し出ることができるものとします。
②会員は、ICカードに登録した暗証番号の変更等に伴い、当行から変更後の暗証番号を登録した新しいICカードが届いた場合は、旧ICカードの磁気ストライプ部分およびICチップ部分を直ちに切断のうえ、破棄するものとします。

③会員はイオンデビットカード規定第4条(3)の規定に従い、ICカード利用にあたり登録された暗証番号が使用されたことにより生じた損害について責任を負うものとします。ただし、当行は、「カード取引」の不正利用については、イオンデビットカード規定第16条(3)の各号のいずれかに該当する場合を除き、イオンデビットカード会員規定第16条に規定された範囲で損害を補填するものとします。
第4条（ICカードの管理）

会員はICカードの破壊、分解等をしてはならず、ICカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。

第5条（期限の利益の喪失）

イオンデビットカード規定第17条(1)に以下の項目を追加いたします。
●ICカードの破壊、分解等を行い、またはICカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき

第6条（特約の変更）

本特約の変更については、イオンデビットカード規定第27条の定めに従います。

イオンデビットカード保証委託約款

私は、次の各条項を承認のうえ、株式会社イオン銀行（以下「銀行」といいます。）の『イオンデビットカード契約』（以下「原契約」といいます。）に基づく生じる私が銀行に対し負担する一切の債務について、イオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「イオンフィナンシャル」といいま

す。）に保証を委託します。

第1条（委託の範囲）

①私がイオンフィナンシャルに保証を委託する債務の範囲は、原契約に基づき私が銀行に対し負担する一切の債務（ただし、年会費、再発行手数料等の一部の債務は保証の対象とならないものとし、以下「原債務」といいます。）とし、原契約の内容が変更されたときは、私とイオンフィナンシャルとの保証委託契約（以下「本契約」といいます。）に基づく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。

②イオンフィナンシャルによる保証は、イオンフィナンシャルが原債務について保証することを承認した後、私と銀行との間で原契約が成立したときにその効力が生じるものとします。

③本契約に基づく保証委託の有効期間は、私と銀行との間の原契約の取引期間と同一とし、原契約が更新され、または期間延長されたときは、当然に本契約も更新され、または本契約に基づく保証委託の期間も延長されるものとします。

第2条（債務の弁済）

私は、イオンデビットカード規定の各条項を遵守し、イオンフィナンシャルには一切の負担をかけません。

第3条（中止・解約・終了）

①原債務またはイオンフィナンシャルに対する債務の不履行や信用情報機関の信用情報等に基づき、イオンフィナンシャルが債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでもイオンフィナンシャルはこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行から私に対するその旨の事前または事後の通知をもってイオンフィナンシャルの通知に代えるものとします。

②本条①項によりイオンフィナンシャルから保証が中止または解約されたときは、私は、直ちに原債務の弁済およびその他必要な手続をとり、イオンフィナンシャルには一切の負担をかけません。

③原契約が終了した場合は、本契約も当然に終了するものとします。また、本契約が終了した場合には、原契約は当然に終了するものとします。この場合、私は、イオンフィナンシャルが保証委託契約証書を私宛に返却しない取り扱いをしたとしても異存ありません。

第4条（代位弁済）

①私は、私が銀行に対する原債務の履行を遅滞した場合、または原債務の期限の利益を喪失した場合に、銀行が直ちにイオンフィナンシャルに保証履行を請求し、イオンフィナンシャルが私に対して通知、催告なく当該請求に応じ保証債務を履行しても異議ありません。

②イオンフィナンシャルが銀行に代位弁済した場合、私は、銀行が私に対して有していた一切の権利がイオンフィナンシャルに承継されることに異議ありません。

③本条②項およびイオンフィナンシャルが承継した権利を行使する場合、原契約および本契約の各条項が適用されるものとします。

第5条（求償権）

前条によりイオンフィナンシャルが銀行に代位弁済した場合、私は、次の各号に定める求償権および関連費用等について弁済の責めを負い、その合計額を直ちにイオンフィナンシャルに支払います。

①前条によりイオンフィナンシャルが代位弁済した全額

②上記①の金額に対するイオンフィナンシャルが代位弁済した日の翌日から私が求償債務の履行を完了する日まで年365日（うるう年は366日）の日割計算による遅延損害金。ただし、遅延損害金の割合は、年14.6％とします。

③イオンフィナンシャルが私に対し、上記①②の金額を請求するために要した費用の総額

第6条（求償権の事前行使）

①私が次の各号のいずれか一つにでも該当したときは、第4条による代位弁済前といえども求償権を行使されても異議ありません
②被保証債務の弁済期が到来したとき、または期限の利益を失ったとき
③保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続き開始の申立、民事再生手続き開始の申立があったとき

④租税公課の滞納処分、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき
⑤原契約または本契約の条項に違反したとき
⑥その他債権保全のためイオンフィナンシャルが必要と認めたとき

⑦イオンフィナンシャルが本条①項により求償権を行使する場合、私は、原債務に担保があるか否かを問わず求償に応じるものとし、原債務の免責請求や求償債務の賠償義務を免れるための供託もしくは担保提供はいたしません。

第7条（弁済の充当順序）

私の弁済した金額が、イオンフィナンシャルに対する債務全額を消滅させるに足りない場合、私は、イオンフィナンシャルが適当と認める方法により充当されるものと異議ありません。なお、私についてイオンフィナンシャルに対する複数の債務があるとすも同様とします。

第8条（通知義務等）

①私の財産、職業、地位及び私が経営する会社の経営状況、業況等についてイオンフィナンシャルから求められた場合、私は、直ちに通知し、資料閲覧等の調査に協力します。

②本条①項の事項に重大な変動が生じ、または生じるおそれのある場合、私は、直ちにイオンフィナンシャルに通知し、指示に従います。
③氏名、住所、勤務先等の届出事項に変更があった場合、私は、直ちにイオンフィナンシャルに届け出ます。

④本条③項の通知を怠ったため、イオンフィナンシャルからの通知または送付書類が延着または不到着となったときは、通常到達すべきときに到着したものとみなします。ただし、変更の通知を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

⑤債権保全等の理由でイオンフィナンシャルまたはイオンフィナンシャルが委託する者が必要と認めた場合、イオンフィナンシャルまたはイオンフィナンシャルが委託する者が、私の住民票を取得することがあることを承認します。

第9条（担保）

私は、イオンフィナンシャルから担保または連帯保証人の提供または変更を求められたときは、遅滞なくこれに応じることに異議ありません。

第10条（公正証書の作成）

私は、イオンフィナンシャルの請求があるときは、直ちに強制執行を受ける旨を記載した公正証書の作成に関する一切の手続きを行います。

第11条（費用の負担）

私は、イオンフィナンシャルが債権保全のために要した費用、ならびに第5条および第6条によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用を負担します。なお、以上の費用の支払いはイオンフィナンシャルの所定の方法に従います。

第12条（債権の譲渡）

私は、イオンフィナンシャルが私に対して有する債権を第三者に譲渡もしくは担保に提供することをあらかじめ承諾します。なお、当該第三者が権利を行使する場合、原契約及び本契約の各条項が適用されることに異存ありません。

第13条（管轄裁判所）

私は、本契約について紛争が生じた場合、訴訟のいかににかかわらず、イオンフィナンシャルの本社、各事業所を管轄する簡易裁判所または、地方

裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第14条（約款の変更）

①イオンフィナンシャルは、次のいずれかに該当する場合には、本条②項に定める方法により、約款を変更することができます。
④変更の内容が一般の利益に適合するとき。
⑤変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

②本条①項に基づく変更に当たっては、イオンフィナンシャルは、効力発生日を定めたくえて、約款を変更する旨、変更後の内容及び効力発生日をホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他適切な方法で周知します。
③イオンフィナンシャルは、本条①項および②項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容をホームページにおいて公表する方法（必要がある時にはその他適切な方法を含みます。）により周知した上で、約款の変更手続を行うことができます。この場合には、私は、当該周知の後にカードを利用することにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって約款が変更されます。

④前項に基づく約款の変更に異議がある会員は、イオンフィナンシャルに対して本契約の解除を申し出ることができ、イオンフィナンシャルは、この申し出を承諾します。

<p>個人情報の取扱いに関する同意書 （保証委託先　イオンフィナンシャルサービス株式会社御中）</p>
<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用・預託）</p>
<p>①私（申込者を含みます。以下同じとします。）は、イオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「イオンフィナンシャル」といいます。）との各取引（保証委託約款に基づく保証委託契約（以下「本契約」といいます。）の申込みおよび締結を含みます。）の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これを総称して「個人情報」といいます。）をイオンフィナンシャルが保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。</p>
<p>④私が申込書等に記載した私の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、家族構成、住居状況、eメールアドレス、その他私が申告した事項（私からの問合せによりイオンフィナンシャルが知り得た情報およびその変更事項）</p>
<p>⑤本契約に関する申込日、契約の種類、契約日、商品名、契約額、貸付額、支払回数等契約内容に関する事項</p>
<p>⑦本契約に関する情報</p>
<p>⑧本契約に関する私の返済または支払能力を調査するため、または支払途上における返済または支払能力を調査するため、私が申告した私の資産、負債、収入、支出、私が提出した源泉徴収票等収入証明書の内容および株式会社イオン銀行（以下「銀行」といいます。）が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況</p>
<p>⑨官報や電話帳等一般に公開されている情報</p>
<p>⑩本契約に関する申込日、契約および与信後の管理のためあるいは本人確認のため、イオンフィナンシャルが必要と認めた場合は私の住民票等をイオンフィナンシャルが取得し、利用することにより得た情報</p>
<p>⑪私の運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報</p>
<p>⑫イオンフィナンシャルが、各取引に関する与信業務の一部もしくは全部、または与信後の管理業務の一部または全部を、イオンフィナン</p>

シャルの委託先企業に委託する場合に、イオンフィナンシャルが個人情報の保護措置を講じた上で、本条①項により収集した個人情報や当該委託先企業に提供し当該委託先企業が受託の目的に限って利用する場合があります。与信後の管理業務のうち、債権管理業務の一部についての委託先企業は以下の通りです。
エー・シー・エス債権管理回収株式会社
〒261-0023 千葉県千葉市美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデンD棟16階
TEL 043-332-2200

第2条（個人情報の銀行への第三者提供）

①私は、与信判断および与信後の管理（イオンフィナンシャルの保証審査結果の確認、イオンフィナンシャルとの取引状況の確認、代位弁済の完了の確認、原契約に基づく取引および他の与信取引等の継続的な取引に関する判断およびそれらの管理）のために本契約にかかる情報を含む本条②項に記載する情報が、イオンフィナンシャルより銀行に提供されることに同意します。

②提供される情報

④氏名、住所、連絡先、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、契約書等に記載の全ての情報
⑤イオンフィナンシャルにおける保証審査の結果に関する情報
⑥保証番号や保証料金額等、イオンフィナンシャルにおける取引に関する情報

⑦イオンフィナンシャルにおける保証残高情報、他の保証取引に関する情報等、銀行における取引管理に必要な情報
⑧銀行がイオンフィナンシャルに代位弁済を請求する場合、代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続に必要な情報

第3条（個人信用情報機関への登録・利用）

①私は、イオンフィナンシャルがイオンフィナンシャルの加盟する個人信用情報機関（個人の返済能力または支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、私の個人情報が登録されている場合には、イオンフィナンシャルが返済能力または支払能力の調査の目的に利用することに同意します。ただし、イオンフィナンシャルは、返済能力または支払能力に関する情報については返済能力または支払能力の調査以外の目的には利用しません。

②私の本契約に基づく個人情報および客観的な取引事実がイオンフィナンシャルの加盟する個人信用情報機関に本条⑤項に定める期間登録され、イオンフィナンシャルが加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、私の返済能力または支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

③イオンフィナンシャルは、私に係る本契約に関して取得した第1条①項、④に記載された本籍地を除く本人識別情報（以下「本人確認情報」といいます。）を、加盟先機関に提供します。加盟先機関は、当該本人確認情報を、登録されている個人情報に係る本人の同一性確認の目的に利用します。

④イオンフィナンシャルが加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号は下記のとおりです。また、イオンフィナンシャルが本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合、別途、私に対して書面により通知し、同意を得るものとします。

1) 株式会社シー・アイ・シー（割賦販売法に基づく指定信用情報機関）
〒160-8375
東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階
お問い合わせ先：0120-810-414

ホームページアドレス:https://www.cic.co.jp

※(株)シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記同社ホームページをご覧ください。

2) 株式会社日本信用情報機構

〒101-0042
東京都千代田区神田東松下町41-1
お問い合わせ先：0570-055-955
ホームページアドレス:https://www.jicc.co.jp
※(株)日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記同社ホームページをご覧ください。

⑤イオンフィナンシャルが加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関は下記の通りです。

全国銀行個人信用情報センター
（主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関）
〒100-8216
東京都千代田区丸の内1-3-1 銀行会館
お問い合わせ先：03-3214-5020
ホームページアドレス:https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
⑥イオンフィナンシャルが加盟する個人情報信用機関に登録する情報は、下表の通りです。
[(株)シー・アイ・シーと(株)日本信用情報機構の個人情報の登録項目と登録期間]

項目	会社名	(株)シー・アイ・シー	(株)日本信用情報機構
①本契約に係る申込みをした事実	イオンフィナンシャルが当該個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間		照会日から6ヶ月以内
②本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内	契約継続中および契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）	契約継続中および契約終了後5年以内
③債務の支払を延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年間	契約継続中および契約終了後5年以内	契約継続中および契約終了後5年以内

[(株)シー・アイ・シーと(株)日本信用情報機構の登録情報]

(株)シー・アイ・シー	(株)日本信用情報機構
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、等	本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等）および取引事実に関する情報（債権回収、債権整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）

第4条（個人情報の開示・訂正・削除）

①私は、イオンフィナンシャルおよび前条に記載する個人信用情報機関に対して個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

④イオンフィナンシャルに開示を求める場合には、第6条記載のイオンフィナンシャル窓口へ連絡して下さい。開示請求手続（窓口受付、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えいたします。また、開示請求手続につきましては、イオンフィナンシャルのホームページでもお知らせしております。

ホームページアドレス (https://www.aeon.co.jp)

④個人信用情報機関に開示を求める場合には、前条記載の個人信用情報機関に連絡して下さい。

②万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、イオンフィナンシャルはイオンフィナンシャルが登録した情報に限って、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第5条（本同意事項に不同意の場合）

私は、私が本契約の申込または締結に必要な記載事項（本申込書・契約書表面で私が記載すべき事項）の記載を希望しない場合または本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、イオンフィナンシャルが本契約の締結を断る場合があることに同意します。

第6条（個人情報の取扱に関する問合せ等の窓口）
個人情報の開示・訂正・削除についてなど個人情報に関するお問合せや利用・提供中止、その他のご意見の申出に関しましては、下記のイオンフィナンシャルお客さまサービス推進グループまでお願いします。

〒261-0023 千葉県千葉市美浜区中瀬1-3
イオンフィナンシャルサービス株式会社
担当部署：お客さまサービス推進グループ
イオンカードコールセンター（受付時間9:00～18:00 年中無休）
☎ 0570-071-090（ナビダイヤル：有料）
または043-296-6200（有料）
第7条（本契約が不成立の場合）

私は、本契約が不成立の場合であっても、本契約の申込みをした事実が、不成立の理由の如くを問わず、第1条・第2条①項および第3条⑥項①に基づき、一定期間利用されることに同意します。

第8条（条項の変更）

本同意条項は法令の定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

WAON POINTサービス規定

当行の発行するクレジットカード、キャッシュカードおよびデビットカード（一部のカードを除きます。）には、WAON POINTのカードとしての機能が付帯されています。

WAON POINTはイオンマーケティング株式会社が発行するポイントとなります。

WAON POINTサービス規約についてはhttps://www.smartwaon.com/pc/#/point/termsにてご確認ください。

（カード発行会社）

株式会社イオン銀行

【お問い合わせ】

イオンカードコールセンター（受付時間9:00～18:00 年中無休）
☎ 0570-071-090（ナビダイヤル：有料）
または043-296-6200（有料）

●お買い物についてのお問い合わせ、ご相談は、カードをご利用された店舗にご連絡ください。

本規定に同意されない場合は、カードご利用開始前にカードにハサミを入れ、その旨をご記入頂き、当行宛にご返却下さいませようお願い致します。

イオンデビットカード規定

☆規定をよくお読みになってご利用のうえ、カードをご利用ください。

第1条（会員）

イオンデビットカード規定（以下「本規定」といいます。）において「会員」とは、本規定及びイオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「イオンフィナンシャル」といいます。）の定める保証委託約款を承認のうえ、普通預金口座（以下「預金口座」といいます。）を開設し、株式会社イオン銀行（以下「当行」といいます。）が発行するイオンデビットカード（以下「カード」といいます。）の入会申込をした日本国内にお住まいの個人のうち、当行が入会を認めた方をいいます。

第2条（適用範囲）

(1)本規定において「カード取引」とは、会員がカードシステムの決済口座として預金口座を設定したうえで、次の各号に定める加盟店（Jデビット加盟店ではありません。）の店舗（インターネット上の仮想店舗を含みます。）、現金自動入出金機（以下「ATM」といいます。なお、②については、海外のATMも含みます。）・キャッシュディスペンサー（以下「CD」といいます。）（以下「利用店舗等」といいます。）において、会員が商品を購入または役務の提供を受けること（以下「売買取引等」といいます。）に伴い会員に発生する債務（以下「売買取引等債務」といいます。）を、会員の預金口座から引き落とすことによって、①②の組織（以下「加盟店等」といいます。）に対して弁済する取引をいいます。

①イオンフィナンシャルの加盟店
②国内外のVisaWorldwidePte.Limitedに加盟したクレジット会社、金融機関と契約した加盟店

(2)「カード取引」及び「カード取引」に付随して発生する取引については、本規定が適用されるものとします。

第3条（カードの貸与と有効期限）

(1)当行は、カードを、会員1名につき1枚発行し貸与します。なお、カードの所有権は当行に属するものとします。
(2)会員は、カードを貸与されたときは直ちに、カードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカードを利用・保管するものとします。
(3)カードは、カード表面に表示された会員本人のみが利用でき、他人に貸与、譲渡、買入等の担保提供をすることはできません。
(4)会員は、会員番号およびカードの有効期限とその他カードに関する情報（以下、これらを総称して「カード情報」といいます。）を他人に利用させることはできません。
(5)カードの有効期限は当行が指定する日とし、カード上に表示された月の末日までとします。

(6)有効期限が到来するときその他当行が必要と認めるときにおいて、会員より脱会等の申し出が無く、当行が引き続いて会員として認める場合は、有効期限を更新した新しいカード（以下「更新カード」といいます。）を発行し、貸与します。更新カードを発行する時期は当行が定めるものとします。

(7)更新カードが届いた場合は、会員は自らの責任において旧カードの磁気ストライプ部分を直ちに切断・破棄するものとします。
(8)当行は、更新カード発行時に当行が指定するデザインのカードを発行することができるものとします。
(9)有効期限内におけるカード利用の支払いについては、有効期限経過後といえども本規定を適用するものとします。

